

(平成25年12月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 28 件

厚生年金関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年1月23日及び19年1月25日は150万円、20年1月25日は125万円、21年1月26日は120万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月23日  
② 平成19年1月25日  
③ 平成20年1月25日  
④ 平成21年1月26日

申立期間にA社から支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により、年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支給明細書及び当該賞与に係る当座小切手帳の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の役員賞与支給明細書及び当座小切手帳に記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平

成 18 年 1 月 23 日は申立期間当時の標準報酬月額の上限である 150 万円、19 年 1 月 25 日は 150 万円、20 年 1 月 25 日は 125 万円、21 年 1 月 26 日は 120 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間同時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年1月23日及び19年1月25日は150万円、20年1月25日は125万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月23日  
② 平成19年1月25日  
③ 平成20年1月25日

申立期間にA社から支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により、年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支給明細書及び当該賞与に係る当座小切手帳の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の役員賞与支給明細書及び当座小切手帳に記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年1月23日は申立期間当時の標準報酬月額の上限である150万円、19

年1月25日は150万円、20年1月25日は125万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 26 日

申立期間にA社から支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により、年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支給明細書及び当該賞与に係る当座小切手帳の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の役員賞与支給明細書及び当座小切手帳に記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 26 日

申立期間にA社から支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により、年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支給明細書及び当該賞与に係る当座小切手帳の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の役員賞与支給明細書及び当座小切手帳に記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14511

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における資格喪失日が平成15年10月31日と記録されていることが分かった。

A社には平成15年7月7日から同年10月31日まで勤務しており、当該期間に係る雇用保険被保険者離職票の離職日も同年10月31日となっているので、同社における資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、月末在職者の厚生年金保険料は当月の給与から控除していたので、申立人の平成15年10月の厚生年金保険料は同年10月分の給与から控除したと思う旨回答しているところ、複数の同僚から提出された給与明細書における厚生年金保険料は当月控除である上、金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の記録において、同社から申立人に振り込まれた同年9月及び同年10月の振込額は同額であり、当該振込額については、オンライン記録の標準報酬月額を給与支給額として、当該給与支給額から法定の厚生年金保険料等の公租公課を控除した後の額と一致している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金



保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 15 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成 15 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年12月24日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険法第75条の規定により、年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び平成22年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿に記載されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を失念したとして届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないと認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から11年6月1日まで

平成22年10月頃に、A社の同僚に係る厚生年金保険の加入記録についての問い合わせ文書が、年金記録確認第三者委員会から届いたので、自身の同社における年金記録が気になり、年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

A社では、毎月30万円の給与が支給され、当該給与から約2万円の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のうち、平成10年10月1日から11年6月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同年5月31日付けで、10年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録の確認できる19人の同僚についても、申立人と同様に、平成11年5月31日付けで、9年10月1日又は10年10月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社を管轄する年金事務所から提出された債権消滅不納欠損決議書及び当該決議書に係る添付資料を見ると、平成11年2月24日に同社の事業主が社会保険事務所に来所した際に、同事務所が、従業員の標準報酬月額

を変更する届出及び納付計画の策定を事業主に指示した旨の記載がある上、16年7月2日に同社に係る滞納保険料を不納欠損として整理し、同社に対する滞納処分を執行停止していることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本において、申立人が同社の役員に就任した事跡は見当たらない。これらを総合的に判断すると、申立人について、平成11年5月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、10年10月1日から11年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、20万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成10年6月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、同年6月1日の資格取得時の決定が適切な時期に処理されており、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、申立期間における給与額は約30万円、各月の厚生年金保険料控除額は約2万円であった旨主張しているところ、申立人から提出された預金通帳を見ると、平成10年7月から11年5月まで毎月1回、オンライン記録の標準報酬月額を超える額がA社から入金されていることが確認できるものの、同社の元事業主は、「貸金台帳等の関連資料は破産管財人に提出しており、申立人に係る給与支給額及び保険料控除の状況について確認することはできない。」と回答している上、当該破産管財人は、「A社が破産した当時、同社の貸金台帳等については引き継ぐことができなかった。」旨回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から40年1月5日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間についても、A社C支店において、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に同社本社から同社C支店に異動したとする元同僚の被保険者の資格取得日が、昭和39年5月下旬となっていることから判断すると、同人及び申立人の同社本社における資格喪失日と同日の同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月31日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社からB社に転籍した時期に当たる申立期間に1か月の空白期間があることが分かった。

申立期間の前後を通じて業務内容に変化はなく、継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本において、同社の取締役であることが確認でき、かつ、申立期間当時に同社の実質的な代表者であったとする者の陳述から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の取締役は、「自身が管理するA社及びC社の従業員を、新しく設立したB社に転籍させた。その際、それぞれの従業員は、いずれも給与形態及び勤務形態に変更はなく、継続して雇用しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除していたはずである。」旨陳述している。

さらに、前述の取締役及び申立人が一緒に勤務したとする元同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、これらの者は、C社において平成16年11月1日に被保険者資格を喪失し、同日にB社において被保険者資格を取得しており、両社に係る被保険者期間は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成16年9月の社会保険事務所(当時)の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の取締役が申立人の資格喪失日を誤って届出したことを認めていることから、事業主が平成16年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務しており、記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、申立人及び元同僚から提出された申立期間当時の写真並びに複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社C事業部から同社D事業部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D事業部が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和30年7月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14517

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年3月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から6年1月までは19万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は当初、申立期間のうち、平成4年3月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から6年1月までは19万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、4年3月1日に遡って8万円に引き下げられ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月21日）まで継続していることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書に記載された給与総支給額に基づく標準報酬月額は、上記訂正前の標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において申立人のほか9人の厚生年金保険被保険者について、申立人と同様に平成6年2月10日付けで、遡って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

加えて、年金事務所から提出された不納欠損整理簿によると、遡及訂正当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、同社の元事業主は、「当時、保険料の滞納額を清算するための方法について社会保険事務所に相談したところ、同事務所から指示を受け、それに従った処理を行った。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるべく、申立人について、4年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額とし、同年3月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から6年1月までは19万円に訂正することが必要である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14518

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年11月1日まで

私は、昭和42年2月から約半年間、A社本社に研修のため勤務した後、B社に45年4月まで勤務したが、同社に異動した際の、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。途中で退社した記憶は無く、継続して勤務していたので、当該期間も被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の陳述、B社の元経理担当者の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連事業所であるB社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の当時の事業主が、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和42年11月1日までの期間は、引き続きA社において給与を支給していた。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は、前述の回答後に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月28日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書の申立人に係る資格喪失日が、昭和39年8月1日から同年7月28日に訂正され、備考欄に『本社』と記載されていることから、同年7月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14520

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 29 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、15万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同僚対象者リスト（賞与が支払われた従業員のリスト）により、申立人は申立期間に賞与を支給され、複数の元従業員から提出された賞与明細書から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の同僚対象者リストから推認できる賞与支給額から、15万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 近畿（京都）厚生年金 事案 14522

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、15万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同僚対象者リスト（賞与が支払われた従業員のリスト）により、申立人は申立期間に賞与を支給され、複数の元従業員から提出された賞与明細書から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の同僚対象者リストから推認できる賞与支給額から、15万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14523

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月21日から52年1月20日まで  
私は、A社のB支店に勤務していたが、同社がC社を設立し、同社に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。当該期間は、勤務地、業務内容及び雇用形態に変更はなく、継続して勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社において継続して勤務し（A社からC社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の複数の同僚が、「昭和52年1月20日にA社のB支店に勤務していた全員が、同日に設立されたC社に転籍した。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立人に係る被保険者資格については、厚生年金保険及びD厚生年金基金のいずれの被保険者記録においても、資格喪失日は昭和51年12月21日であり、社会保険事務所（当時）及び同厚生年金基金の

いずれもが誤って同日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14524

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月21日から52年1月20日まで

私は、A社のB支店に勤務していたが、同社がC社を設立し、同社に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。当該期間は、勤務地、業務内容及び雇用形態に変更はなく、継続して勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

上司と同僚の陳述及び当該上司から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、A社及び関連会社において継続して勤務し（A社からC社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の上司が、「昭和52年1月20日にA社のB支店に勤務していた全員が、同日に設立されたC社に転籍した。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立人に係る被保険者資格については、厚生年金保険、D厚生年金基金及び雇用保険のいずれの被保険者記録においても、資格喪失日は昭和51年12月21日であり、社会保険事務所、同厚生年金基金及

び公共職業安定所のいずれもが誤って同日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14525

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月21日から52年1月20日まで

私は、A社のB支店に勤務していたが、同社がC社を設立し、同社に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。当該期間は、勤務地、業務内容及び雇用形態に変更はなく、継続して勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

上司と同僚の陳述及び当該上司から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、A社及び関連会社において継続して勤務し（A社からC社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の上司が、「昭和52年1月20日にA社のB支店に勤務していた全員が、同日に設立されたC社に転籍した。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立人に係る被保険者資格について、厚生年金保険及びD厚生年金基金のいずれの被保険者記録においても、資格喪失日は昭和51年12月21日であり、社会保険事務所及び同厚生年金基金のいずれも

が誤って同日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月31日から3年2月28日まで

A社に正社員として勤務し、B業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は、平成3年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって（以下「全喪」という。）おり、その原因について、社会保険事務所（当時）が職権で処理したことを示す「認喪」と記録されていることから、当該全喪処理は社会保険事務所の職権により行われたことが確認できるところ、同日に、申立人の2年10月の定時決定が取り消され、同年8月31日に同社において資格を喪失した旨の処理が行われていることから、申立人の資格の喪失に係る処理も、社会保険事務所の職権により行われたことがうかがえる。

また、日本年金機構C事務センターは、上記の処理について「事業所が認定全喪となった場合、被保険者ごとに退職が判明すれば、全喪日と異なる資格喪失日となる場合もある。」と回答している。

しかしながら、申立人の所持する平成2年の確定申告書（写し）から、申立人が同年12月まではA社に継続して勤務していたことが推認できる上、事業主及び複数の同僚は、申立人が3年2月まで同社に勤務していた旨陳述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。



また、前述の同僚を含めた複数の者に係る資格喪失処理は、申立人の資格喪失処理と同日に行われているところ、これらの者の資格喪失日はA社の認定全喪日である平成3年2月28日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年2月28日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当初の社会保険事務所に対する届出の記録から、16万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所から申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店からD社に転籍した際の勤務状況等についての詳細な陳述及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所から申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店からD社に転籍した際の勤務状況等についての詳細な陳述及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所から申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所から申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和27年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月30日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。

昭和27年3月1日付けでA社C事務所から同社本社に異動の辞令を受け、申立期間に異動したため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が交付した辞令（異動、昇給等）及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（A社C事務所から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「昭和27年4月から遅くとも5月中旬までには本社に異動した。」と陳述している上、A社C事務所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和27年4月30日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において確認できる昭和27年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、2か月間同社B事務所で研修を受けた後、同年6月1日に同社C工場に配属され、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、当該期間が厚生年金保険に未加入となっている。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、同社の回答、同僚の陳述、D健康保険組合の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にA社B事務所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和36年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 10 月 20 日から 20 年 8 月 1 日まで  
② 平成 16 年 12 月 21 日  
③ 平成 19 年 12 月

申立期間①について、私がA社に勤務していた全期間の標準報酬月額記録が、実際に支払われていた給料より低すぎるので当該記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、私がA社に勤務していた期間のうち、当該期間において賞与の支払があり、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当時、A社の給与及び賞与の計算を代行していた事業者（以下「給与等計算事業者」という。）から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の賞与台帳において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給与等計算事業者から提出された給与台帳によると、申立期間①において、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与総額が支給されていたことが認められるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間について、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間③について、前述の給与等計算事業者は、「賞与台帳データが無いことから、A社の全従業員に対して平成19年中に賞与は支給されていなかったと思う。申立人については、16年に賞与が支給されたのが最後である。」と陳述している。

また、B市から提出された申立人に係る税務関係資料で確認できる平成19年分の収入金額及び社会保険料控除額は、同年分の給与台帳（給与のみについて記載）において確認できる通勤手当を除いた給与総額及び社会保険料控除額とそれぞれ一致しており、当該税務関係資料においても、申立期間③の賞与支給及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③当時、A社における厚生年金保険被保険者は16人（申立人を除く。）であり、全員について当該期間に係る賞与記録は見当たらない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する賞与の支給及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年10月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の標準報酬月額（41万円）を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から10年2月1日まで

A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、平成6年分から9年分までの源泉徴収票を持っており、当時の給与は9万8,000円より高額であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年10月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、7年9月20日及び同年9月27日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、当該減額訂正時にA社

で被保険者であった 10 人全員についても、申立人と同様に、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の代表取締役は、「当時厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所の担当者の提案に基づき、標準報酬月額の減額訂正の手続を行った。」旨陳述している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に監査役であったことが確認できるが、上記代表取締役は、「申立人は監査役であったが、身分的には一般の社員と同等であり、社会保険事務は担当していなかった。」と陳述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成 7 年 9 月 20 日及び同年 9 月 27 日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、申立人について、6 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが妥当である。

2 申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間について、申立人から提出された当該期間に係る給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）によると、支払金額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額（41 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、当該源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額から、47 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る当該期間の報酬月額を社会保険事務所に対して減額して届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年10月1日から10年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額が9万8,000円であることが確認できること、申立人から提出された当該期間に係る源泉徴収票によると、支払金額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、各月とも、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年1月1日から同年2月1日までの期間について、源泉徴収票は無いものの、当時の代表取締役は、「前月と同額の給与を支給し、前月と同額の厚生年金保険料額を控除した。」と陳述している上、同僚の賃金台帳及び源泉徴収票により、当該同僚は、当該期間も前月と同額の給与が支給され、同額の厚生年金保険料額が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間も前月と同額の給与が支給され、前月と同額の厚生年金保険料額が控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、源泉徴収票等において推認できる厚生年金保険料控除額から、47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額を社会保険事務所に対し減額して届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 55 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B事業部（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが分かった。

A社B事業部においては、昭和 54 年 9 月の勤務開始当初から厚生年金保険料を控除されており、55 年 3 月末まで勤務したので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B事業部に係る申立期間①中の昭和 54 年 10 月 31 日付けのD資料の内容が申立人及び同僚の陳述と符合することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。」旨陳述している上、A社B事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録が有り、所在が判明した 14 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿によると、申立人が、A社B事業部において、自身と同職種でほぼ同時期に勤務し始めたとする同僚 2 人のうち 1 人の資格取得日は、申立人と同日の昭和 55 年 2 月 1 日となっている上、ほかの 1 人については、当該被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、同社では、必ずしも全ての従業員を勤務開始当初から厚生年金保険の被保険者資格を取得

させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の回答があった7人のうち2人は、A社B事業部に勤務していた期間に、厚生年金保険の空白期間があるとしているものの、同人らから当該空白期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られない。

申立期間②について、C社は当時の資料を保存していないとしている上、前述の回答があった7人は、申立期間②においても被保険者記録が有るものの申立人を覚えていないとしており、これらから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、A社B事業部が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年2月1日から申立人が被保険者資格を喪失した55年3月30日までの期間に、被保険者資格を取得している55人の資格喪失日について見ると、月初の1日と記録されている者は2人のみであり、ほかの53人は月の途中の日付又は月の末日となっていることからすると、申立人のみが不自然な記録であるとまでは言えない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月12日から27年6月21日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。  
申立期間中の昭和25年秋頃に、A社において野球部が結成され、その際に作られたユニフォームを着用した写真が残っているほか、26年春に行われた同社の社員慰安旅行に参加した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成16年に解散しており、申立期間当時の代表取締役は所在が不明である上、同社の解散当時の代表取締役は、「申立期間当時の関係資料は残っていない。」と回答しているため、これらから申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先が判明した複数の元従業員に照会を行い回答を得たものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和25年秋頃に撮影したとするA社の野球部のユニフォームを着た自身の写真を提出し、26年春に行われた社員慰安旅行にも参加した記憶がある旨主張しているが、前述の回答があった複数の元従業員は、「申立期間当時のA社には、野球部は無く、野球好きの若い従業員が集まって野球をしていた。当時、ユニフォームは無かったと思う。」、ま



た、23年にA社に入社したとする元従業員は、「入社後、1か月ほどで社員慰安旅行が行われた。」旨それぞれ陳述しており、同人らが陳述する内容と申立人が主張する内容とは一致しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14537

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、A事業所（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 30 年 9 月 1 日と記録されているが、同事業所には同年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間もA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当社は、平成6年に実質的に廃業しており、申立人に係る人事記録等の資料は残存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる従業員10人に照会したところ、回答のあった6人の陳述により、複数の従業員について、同事業所における勤務開始日と厚生年金保険の資格取得日に1年ないし3年5か月の相違があることが判明したことから、昭和35年4月1日に法人となる前のA事業所では、厚生年金保険には、勤務開始と同時に加入させるのではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間において、A事業所で支給された給料から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているものの、複数の同僚は、法人化前の厚生年金保険の未加入期間における保険料控除について、「当該期間に給料明細書をもらった記憶が無いので、保険料控除の有無については分から

ない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。